



意外に複雑

消費税の中間申告

(1) 中間申告が必要な事業者

消費税の課税期間が 3 か月を超える課税事業者は、直前期の確定消費税額の金額次第で、消費税の中間申告を行う必要があります。

(2) 中間申告の回数と税額

- ①直前期の消費税額が年額 48 万円以下（地方消費税を含めると 60 万円以下）の場合 → 中間申告の義務はありません。
- ② 直前期の消費税額が年額 48 万円超 400 万円以下（地方消費税を含めると 60 万円超 500 万円以下）の場合 → 課税期間の 6 か月を経過した日から 2 か月以内に直前期の 6 か月相当分の税額によって（※）中間申告・納付を行います。
- ③ 直前期の消費税額が年額 400 万円超 4,800 万円以下（地方消費税を含めると 500 万円超 6,000 万円以下）の場合 → 課税期間開始の日以後の 3 か月を経過した日から 2 か月以内に直前期の 3 か月相当分の税額によって（※）中間申告・納付を行い、以後 3 か月ごとに年間 3 回の中間申告・納付を行います。
- ④ 直前期の消費税額が年額 4,800 万円超（地方消費税を含めると 6,000 万円超）の場合 → 直前期の 1 か月相当分の税額によって（※）年間 11 回の中間申告・納付を行います。申告・納付期限については、原則は各課税期間の末日から 2 か月以内ですが、次の期間については原則とは違う期限になっています。

法人の場合の 1 月目は課税期間開始の日から 2 か月を経過した日の 2 か月以内（1 月目と 2 月目の期限は同じになります。）個人事業主の場合の 1 月分、2 月分の中間申告・納付期限は、5 月 31 日（1 月～3 月までは、各月の中間申告・納付期限が同じになります。）

(3) 中間申告をしなかった場合

中間申告書を提出すべき事業者が、提出期限までに中間申告書を提出しなかった場合には、提出期限において、直前課税期間の実績の税額により中間申告があったものとされます。

（※）中間申告税額は、直前課税期間の確定税額に基づかないで、その中間申告の対象期間を 1 課税期間とみなして、仮決算により計算することも認められます。



内山篤 税理士事務所

お気軽にご相談ください TEL 053-401-7042

〒433-8109 静岡県浜松市中区花川町 171 (花川郵便局隣り)

URL <http://www.a-kaikei.net>

E-mail info@a-kaikei.net